

移動式粉末消火設備等の点検に係る留意事項について

- 点検基準等^{※1}が改正され、平成28年6月1日から粉末消火設備及びハロゲン化物消火設備について、加圧用ガス容器のバルブ類の開放点検が必要となりました^{※2}。

※1:「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」(平成28消防庁告示第8号)

「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」(平成28年3月31日消防予第104号)

※2:平成31年5月31日までの間は、従前の例によることができます。

- 開放点検の手順については、点検基準等やリーフレット^{※3}によりご確認くださいとともに、併せて以下の点に留意してください。

- ・ 一般的に、バルブ開放点検の際、加圧用ガス容器等を貯蔵容器から取り外す前に貯蔵容器の排気操作を行う必要があります。これを実施しない場合、内部の消火薬剤が噴出するおそれがあります。
- ・ バルブ開放点検以外にも、従前から総合点検の際に加圧用ガス容器等を貯蔵容器から取り外すことがあります。同様に注意してください。
- ・ 排気操作の方法は、各メーカーの取扱説明書等により確認してください。確認できない場合は各メーカーにお問い合わせください。

※3:リーフレット URL (<http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/data/images/pdf/kaihoutenken.pdf>)

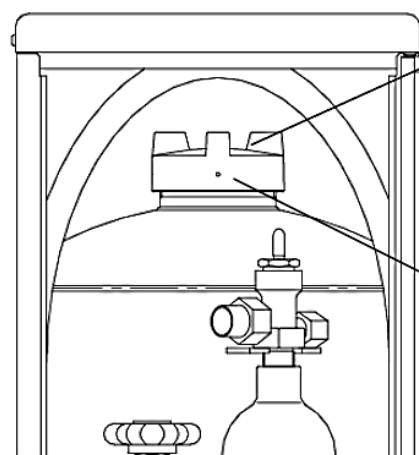
- 排気操作方法の例

タンク内圧 排気確認

- * 移動式粉末消火設備は設置環境により、加圧ポンペを起動させていなくても温度上昇によりタンク内圧上昇している恐れがあります。
必ずタンク内圧の確認(排気)を行ってから点検を開始してください。

タンク内圧が上昇している状態で、点検を行うと消火薬剤が噴出するおそれがあります。

排気方法



①タンクキャップをゆっくりあける

②排気孔より圧力を抜く

制作 一般財団法人日本消防設備安全センター
<http://www.fesc.or.jp>

移動式粉末消火設備の容器弁の不具合への対応について

移動式粉末消火設備



消火薬剤貯蔵タンク

容器弁

加圧用ガス容器

容器弁



バルブ

事前に排気操作を実施しなければ……

このネジを緩めて、加圧用ガス容器を消火薬剤貯蔵タンクから取り外す瞬間に、この部分から薬剤が噴出するおそれがあるということです。